

○ 漁業協同組合模範定款例（出資組合（信用事業実施）の場合）

〔最終改正…令和六年四月一日5水漁第1581号〕

目次

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	組合員（第八条―第十七条）
第三章	出資、経費分担及び積立金（第十八条―二十七条）
〔備考〕	第三章の二 優先出資（第二十七条の二―第二十七条の十六）
第四章	役員（第二十八条―第三十六条）
〔備考〕	第四章の二 会計監査人（第三十六条の二―第三十六条の七）
第五章	総会（第三十七条―第四十六条）
〔備考〕	第五章の二 総会の部会（第四十六条の二）
〔備考〕	第五章の三 総代会（第四十六条の三―第四十六条の五）
第六章	理事会（第四十七条―第四十九条の三）
〔備考〕	第六章の二 経営管理委員会（第四十九条の四―第四十九条の九）
第七章	業務の執行及び会計（第五十条―第五十四条の二）
〔備考〕	第七章の二 子会社（第五十四条の三）
第八章	剰余金の処分及び損失の処理（第五十五条―第五十七条）
第九章	決算（第五十八条―第五十九条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的とする。

（事業）

第二条 この組合は、組合員のために次の事業を行う。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

2

この組合は、前項に掲げるもののほか、組合員のために次の信用事業を行う。

一 為替取引

二 農林中央金庫その他の信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介

三 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

四 有価証券、貴金属その他物品の保護預り

五 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務

六 前各号の事業に附帯する事業
（備考）

- ① 列挙事業中行わない事業は記載しないこと。
- ② 保管事業を行う組合が、組合員の寄託物について倉荷証券を発行する場合にあつては、「倉荷証券の発行」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。
- ③ 漁業の経営を行う組合にあつては、「〇〇漁業の経営」を第一

項中に別に一号を設けて記載すること。

- ④ 組合の有する漁業権等を組合員に行使させる組合にあつては、「この組合の有する団体漁業権及び入漁権の管理」を第一項中に別に一号を設けて記載して差し支えない。なお、この事業は第一項第八号等に含まれると考えられるので、特に本号を設けなくても違法ではない。

- ⑤ 漁船保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険の保険料の収集及び払込み等を行う組合にあつては、「漁船損害等補償法第百十三条第一項及び第二項並びに第三項（同法第百二十一条、第百二十六条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）に掲げる事業」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。ただし、漁船損害等補償法第百十三条第三項（同法第百二十一条、第百二十六条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）の事業を行わない場合にあつては、行う事業のみを記載すること。

- ⑥ 中小漁業融資保証法第四十二条の規定に基づき漁業信用基金協会の委託を受けてその業務の一部を行う組合にあつては、「漁業信用基金協会の委託を受けてその事務」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。

- ⑦ 漁業災害補償法第百一条（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき漁業共済組合又は漁業共済組合連合会の委託を受けてその業務の一部を行う組合にあつては、「漁業共済組合の委託を受けてその事務」又は「漁業共済組合連合会の委託を受けてその事務」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。

- ⑧ 第一項第八号の事業のうち漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものであつて、遊漁船業、釣り場の設置・運営の事業、潮干狩場の設置・運営の事業又はダイビング案内業等の事業を実施する組合にあつては、第一項第八号の次に具体的に「〇〇事業の経営」を別に一号を設けて記載すること。また、これらの事業を漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う組合にあつては、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条の二に規定する漁港施設等活用事業として

実施する〇〇事業の経営」を別に一号を設けて記載すること。

- ⑨ 沿岸漁業改善資金助成法第三条第二項の規定に基づき都道府県から資金の貸付けを受けて経営等改善資金等の貸付けの業務を行う組合にあつては、「沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第二項の規定に基づき〇〇県（都道府）から資金の貸付けを受けて行う経営等改善資金等の貸付け」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。また、沿岸漁業改善資金助成法第十四条第一項の規定に基づき都道府県の委託を受けて、その事務の一部を行う組合にあつては、「沿岸漁業改善資金助成法第十四条第一項の規定に基づき〇〇県（都道府）の委託を受けて行う経営等改善資金等の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務」を第一項中に別に一号を設けて記載すること。

- ⑩ 次の事業を行う場合にあつては、次に定める事項を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

ア 手形の割引を行う場合にあつては、「手形の割引」

イ 債務の保証又は手形の引受けを行う場合にあつては、「債務の保証又は手形の引受け」

ウ 国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債その他の債券（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いを行う場合にあつては、「国債等の引受け又は当該引受けに係る募集の取扱い」

エ 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱いを行う場合にあつては、「有価証券の私募の取扱い」

オ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として振替業を行う場合にあつては、「振替業」

カ 有価証券の貸付けを行う場合にあつては、「有価証券の貸付け」

キ 両替を行う場合にあつては、「両替」

ク 有価証券の売買（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規

定する書面取次ぎ行為を行う場合にあつては、「有価証券の売買等」

ケ 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブを除く。）の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を行う場合にあつては、「デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理」

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込みの受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）を行う場合にあつては、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込みの受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）」

⑪ 地方公共団体又は営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの若しくは地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けを行う組合にあつては、「地方公共団体又は営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの若しくは地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付け（その貸付けに係る償還期限が十年以内のものに限る。）」を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

⑫ 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、水産業協同組合法施行令（以下「令」という。）第二条第二項に規定するものの貸付けを行う組合にあつては、「漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、水産業協同組合法施行令第二条第二項に規定するものの貸付け」を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

⑬ 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けを行う組合にあつては、「銀行その他の金融機関（注、具体的に金融機関の名称を記載すること。）に対する資金の貸付け」を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

⑭ 国債等の売買その他の金融商品取引法第三十三条第二項各号に

掲げる有価証券について、法第十一条第四項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める行為を行う事業を行う組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この組合は、第一項第三号及び第四号の事業の遂行を妨げない限度において、国債等の売買その他の金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券について、水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一条第四項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行う。

⑮ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行う組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この組合は、第一項第三号及び第四号の事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行う。

⑯ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業を行う組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この組合は、第一項第三号及び第四号の事業の遂行を妨げない限度において、信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業を行う。

（名称）

第三条 この組合は、〇〇漁業協同組合という。

（地区）

第四条 この組合の地区は、〇〇県〇郡〇村の区域とする。

（事務所）

第五条 この組合の事務所は、〇〇県〇郡〇村に置く。

（備考）従たる事務所を置く組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第五条 この組合は、主たる事務所を〇〇県〇郡〇村に置き、従たる事務所を〇〇県〇郡〇村に置く。

(公告の方法)

第六条 この組合の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）

又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされている場合を除き、この組合の掲示場に掲示し、かつ、〇〇新聞に掲載してこれをする。

2 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定による公告は、電子公告により行う。

3 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

(備考)

① 第一項の公告の方法について、日刊新聞紙に掲載する方法以外の方法として、電子公告による方法をとる組合にあつては、同項中「〇〇新聞に掲載して」を「電子公告により」とすること。

② 第一項の公告の方法として、電子公告による方法を定めた場合にあっては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、官報に掲載する方法又は日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。この場合には、同項にただし書として「ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載してこれをする。」又は「ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができないときは、〇〇新聞に掲載してこれをする。」を加えること。

③ 第一項において、電子公告による方法を定めた場合には、第三項中「掲示場に掲示して公告をする場合」を「掲示場に掲示して公告をする場合又は電子公告により公告をする場合」とすること。

(組合員に対する通知又は催告)

第六条の二 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を

受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(備考) 組合員名簿を電磁的記録をもつて作成する組合にあつては、第一項中「記載し」を「記録し、又は記録し」とすること。

(規約)

第七条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。

第二章 組合員

(組合員の資格)

第八条 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

一 この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて〇〇日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民

二 この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

三 この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が〇〇トン以下であるもの

2 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

一 この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第一号に掲げる者以外のもの

二 この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの

三 この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（前項に掲げる者を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が〇〇トン以下であるもの

四 この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が三百人以下の法人であつて、水産加工業を営むもの

(備考)

① 内水面組合にあつては、第一項第一号を「この組合の地区内に

住所を有し、かつ、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて〇〇日を超える個人」とすること。

- ② 法第十八条第三項第一号の組合にあつては、第一項第一号を「この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて〇〇日を超えて漁業を営む漁民」とすること。

- ③ 法第十八条第三項第二号の内水面組合にあつては、第一項第一号を「この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて〇〇日を超えて漁業を営む個人」又は「この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて〇〇日を超えて漁業を営む個人及び漁業に従事する個人」とすること。

- ④ 業種別組合にあつては、第一項各号を次のように記載すること。

一 この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて〇〇日を超えて〇〇漁業を営む漁民

二 この組合の地区内に住所又は事業所を有し〇〇漁業を営む漁業生産組合

三 この組合の地区内に住所又は事業場を有し〇〇漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が〇〇トン以下であるもの

- ⑤ 第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号の規定による組合員と世帯を同じくする者を准組合員として加入させることが適当な組合にあつては、「前項第一号又は前二号の規定による組合員と世帯を同じくするもの」を第二項第二号の次に別に一号を設けて記載すること。

- ⑥ この組合の事業を利用することを相当とする者として、令第十条に規定する個人を加入させることが適当な組合にあつては、「水産業協同組合法施行令第十一条第〇号に規定する個人」を第二項に別に一号を設けて記載すること。

- ⑦ 遊漁船業者を准組合員として加入させることが適当な組合にあつては、「この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業者を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの」を第二項に別に一号を設けて記載すること。

- ⑧ 他の漁業協同組合を准組合員として加入させることが適当な組合にあつては、「この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁

業協同組合」を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

- ⑨ 信用事業の譲受組合が組合員資格の特例を設ける場合にあつては、「この組合に信用事業の全部を譲渡した漁業協同組合の組合員であつて、譲渡の際、現に当該組合の組合員であつたもの」を第二項中に別に一号を設けて記載すること。

- ⑩ 第二項各号については、組合の実情に応じ必要なもののみを記載すること。この場合、内水面組合においては、第二項第一号中「漁民」を「水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする個人」とし、第二項第二号中「漁民で、その営み又は従事する漁業の」を「水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする個人で、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする」とすること。

（組合員の資格の審査）

第八条の二 この組合は、現に組合員である者及び次条第一項の規定により組合員になろうとする者（以下「組合員等」という。）について、年一回以上、前条に規定する組合員の資格（以下「組合員資格」という。）の審査を行うものとする。

2 この組合に、組合員資格の審査を適正に行うため、組合員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

3 組合員等の組合員資格の有無は、理事会においてこれを決する。この場合には、当該理事会は前項の資格審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 前項の理事会が開催されるまでの間は、資格審査委員会の審査の判定を理事会の決定とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、組合員資格の審査の方法に関する事項は、附属書組合員資格審査規程の定めるところによる。

（備考）経営管理委員会を置く組合にあつては、「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

（加入）

第九条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。ただし、法人の場合にあつては、定款、最近作成された貸借対照表及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 加入についての総会の議事録等その法人の加入の意思を証する書面

二 事業の概要

三 役員の氏名及び住所

2 この組合は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し出資の払込みをさせた後、組合員名簿に記載するものとする。

3 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となるものとする。

4 出資口数を増加しようとする組合員については、第一項本文及び第二項の規定を準用する。

（備考）組合員名簿を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」とすること。

（暴力団員等の排除）

第九条の二 前条の規定にかかわらず、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。以下同じ。）、暴力団員等がその事業を支配する者又は暴力団員と密接な関係を有する者は、この組合に加入することができない。

2 前条第一項の加入申込書には、前項に規定する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても当該者に該当しないことの確約を記載した書面を添付しなければならない。

（持分の譲渡）

第十条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同条第二項の出資の払込みは、不要とする。

（資格喪失等の届出）

第十一条 組合員がその資格を失い、又はその資格に変動があつたときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

（相続による加入）

第十二条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちに組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

（加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止）

第十三条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会招集の通知を發した日から総会の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

（備考）役員の選出につき総会外選挙制を採用する組合にあつては、本条中「総会招集」を「総会招集又は役員選挙」に、「総会の終了」を「総会又は役員選挙の投票の終了」に改め、総代会を設置する組合で総代を総会外で選挙する組合にあつては、本条中「総会招集」を「総会招集又は総代の選挙」に、「総会の終了」を「総会又は総代の選挙の投票の終了」に改め、総代会を設置する組合で役員及び総代を総会外で選挙する組合にあつては、本条中「総会招集」を「総会招集又は役員及び総代の選挙」に、「総会の終了」を「総会の終了又は役員及び総代の選挙の投票の終了」に改めること。

（脱退）

第十四条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があつたときは、この組合はその請求の日から六十日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第十六条第一項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

3 この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第十条の規定は適用しない。

4 この組合は、第二項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がいないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して二年を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

5 第十六条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

6 組合員は、第一項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(除名)

第十五条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合には、総会の日の一週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 この組合の事業を一年間全く利用しないとき。

二 第十八条及び第十九条の規定による出資の払込み、賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。

三 この組合の事業を妨げる行為をしたとき（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者、暴力団員と密接な関係を有する者及び暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある当該組合員が、この組合又は他の組合員に損害を与え、又は損害を与えるおそれのある行為をしたときを含む。前号又は次号の規定に該当する場合を除く。）。

四 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款、行使規則（漁業権行使規則及び入漁権行使規則をいう。以下同じ。）若しくは規約に違反し、その他組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

五 第九条の二第二項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第十六条 第十四条第六項各号の規定により組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度末において、第二十七条第一項第一号の規定により算出した持分を払い戻すものとする。ただし、除名によって脱退した場合には、同号の規定により算出した持分の半額を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(備考) 特別準備金を有する組合にあつては、第二項中「前項」を「前二項」に、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 組合員たる資格の喪失又は死亡によって脱退した場合には、前項の規定にかかわらず、第二十七条第一項第一号及び第二号の規定により算出した持分の合計額を払い戻すものとする。

(出資口数の減少)

第十七条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

2 組合員がその出資口数を減少した場合には、前条第一項本文の規定を準用する。

第三章 出資、経費分担及び積立金

(出資義務)

第十八条 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。ただし、〇口を超えることができない。

(備考) 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員数、出資の総口数等を考慮して出資が少数の者に偏らないように定めること。

(出資一口の金額及び払込方法)

第十九条 出資一口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

2 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(備考)

① 出資一口の金額は、組合の事業及び組合員の負担力等を考慮して実情に合うように定めること。

② 後配出資制度を採用する組合にあつては、本条の次に次の一条を加えること。

(後配出資)

第十九条の二 組合員は、第十八条の規定による出資を行うに当たっては、後配出資として、出資に対する配当の率が他の出資より低いことを条件とする出資をすることができ、
2 後配出資の条件については、総会で定めるものとする。

(経費の賦課)

第二十条 この組合は、第二条第一項第一号、第二号、第八号から第十号まで及び第十三号から第十六号までの事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

3 第一項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

4 既に徴収した賦課金は、これを返還しないものとする。

(過怠金)

第二十一条 この組合は、組合員が出資の払込み又は賦課金の納付をその期限までに履行しないときは、滞納金額につき、払込み又は納付の期日の翌日から年〇パーセントの割合で、過怠金を徴収することができる。

(備考)

① 組合の有する漁業権及び入漁権を組合員に行使させる組合にあつては、第二項として次のように記載すること。

2 この組合は、行使規則に違反した組合員があるときは、当該規則の定めるところにより過怠金を徴収することができる。

② 認定資源管理協定の内容を遵守させるため、認定資源管理協定

に違反した組合員に過怠金を課す組合にあつては、第三項として次のように記載すること。

3 認定資源管理協定(〇年〇月〇日付け〇〇都道府県知事認定)に違反した組合員があるときは、〇円の過怠金を徴収するものとする。

(職員退職給付引当金)

第二十二條 この組合は、職員退職給付規程で定めるところにより、毎年職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給付規程は、理事会の決議によつて定める。
(備考) 職員退職給付引当金について職員退職給付規程以外の内部規則で定めている組合は、各組合の実態に即して記載すること。

(遭難救助引当金)

第二十三條 この組合は、遭難救助規程の定めるところにより、毎年遭難救助引当金を引き当てるものとする。

2 遭難救助規程は、総会の決議を経て定める。

(法定準備金)

第二十四條 この組合は、出資総額の二倍に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金(繰越欠損がある場合には、これを填補した残額。次条、第二十六条及び第五十五条において同じ。)の五分の一に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

2 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てるものとする。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については、資本準備金に繰り入れることができる。

(備考) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下「優先出資法」という。)の定めるところにより、優先出資を発行する組合にあつては、第一項中「出資総額」の下に「(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。))第四十二条第一項に規定する資本金の額をいう。)」を加えること。

(教育情報繰越金)

第二十五条 この組合は、第二条第一項第二号及び第十四号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一に相当する金額以上の金額を教育情報事業資金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別積立金)

第二十六条 この組合は、毎事業年度の剰余金から任意積立金として特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

(持分の算定)

第二十七条 この組合の財産についての組合員の持分は、次の標準によりこれを定める。

一 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額とする。ただし、その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額とする。

二 その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。

2 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(備考)

① 特別準備金を有する組合にあつては、第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加えること。

二 特別準備金の額に相当する財産については、特別準備金として積み立てた漁業権証券の金額に対し各組合員の取得した持分の額とする。ただし、特別準備金が減少したときは、特別準備金に相当する額の財産についての各組合員の持分に応じて減額した額とする。

② 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する組合にあつては、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 この組合が優先出資を発行している場合における組合員の持分は、前項の規定にかかわらず、第二十七条の八の規定に基づき組合員に分配する残余財産の額に応じてこれを算定するものとする。

(備考) 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する組合については、次章を加えること。

第三章の二 優先出資

(優先出資の発行)

第二十七条の二 この組合は、優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2 この組合は、発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資について、優先出資法第六条第一項各号に掲げる事項を理事会の決議によつて定め、行政庁の認可を受けるものとする。

3 この組合は、前項の募集事項を定めたときは、募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、組合員及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知するものとする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

② 優先出資証券を発行する組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

4 この組合は、優先出資証券を発行する。

(優先出資の総口数の最高限度)

第二十七条の三 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、〇〇口とする。ただし、優先出資につき消却があつたときは、これに相当する口数を減ずるものとする。

(優先出資の額面金額)

第二十七条の四 優先出資の額面金額は、第十九条第一項に規定する出資一口の金額と同額とする。

(優先的配当)

第二十七条の五 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って、剰余金の配当を行うものとする。

2 前項の配当(以下「優先的配当」という。)の額の額面金額に対する率(以下「優先配当率」という。)は、発行する優先出資を引き受ける者の募集に当たって、理事会の決議によって定め、行政庁の認可を受けた率とする。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

(優先的配当の額の非累積)

第二十七条の六 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

(配当率の上限)

第二十七条の七 優先出資法第五条第三項に規定する優先配当率の上限は、年百分の八百とする。

(残余財産の分配方法)

第二十七条の八 この組合が優先出資を発行している場合、この組合の残余財産の分配は、第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる順序に従いこれを行うものとする。

一 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。

二 優先出資者に対して、優先出資の発行価額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する(当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。)

三 前二号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済み出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

2 この組合の残余財産の額が、前項第一号及び第二号の規定により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその口数に応じて分配するものとする。

(優先出資の消却)

第二十七条の九 この組合は、優先出資法第十五条第一項に定めるところにより、優先出資の消却を行うことができる。

2 この組合は、優先出資の消却を行うおうとするときは、行政庁の認可を受けるものとする。

(配当を受けることができる者)

第二十七条の十 第二十七条の五第一項の規定により配当を受けることができる優先出資者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録質権者とする。

(備考) 優先出資者名簿を電磁的方法をもって作成する組合にあつては、本条中「記載され」を「記載又は記録され」とすること。

(配当金の支払義務)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の配当がその支払開始の日から満三年を経過しても受領されないときは、この組合は支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当金については、利息をつけないものとする。

(優先出資者総会の招集)

第二十七条の十二 優先出資法に定める優先出資者総会(以下「優先出資者総会」という。)は、優先出資法第三十二条の規定に基づき招集される場合のほか、必要に応じて招集することができる。

(優先出資者総会招集の手続)

第二十七条の十三 優先出資者総会を招集しようとするときは、その総会の二週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知を発しなければならない。

(備考) 優先出資者総会を招集する通知を電磁的方法により発する組合にあつては、本条中「を記載した書面をもって」を「について、電磁的方法により、」とすること。

(優先出資者総会の議事)

第二十七条の十四 優先出資者総会の議長は、組合長がこれにあたる。ただし、組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事がこれに代わるものとする。

2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項中「組合長」を「経営管理委員長(以下「委員長」という。)」に、「理事会」を「経営管理委員会」に、「理事」を「経営管理委員」にそれぞれ改めること。

(優先出資者総会における議決権)

第二十七条の十五 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資一口について一個の議決権を有する。

2 優先出資者は、代理人をもつて議決権を行うことができる。ただし、代理人は他の優先出資者でなければならぬ。

3 代理人は、この組合が別に定めるところにより、この組合に対し、書面又は電磁的方法により、その代理権を証明しなければならぬ。

(優先出資取扱規程)

第二十七条の十六 優先出資に関する取扱い及び手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

第四章 役職員

(役員の定数)

第二十八条 この組合に、役員として理事○人及び監事○人を置く。

2 理事のうち○人以上は、常勤とし、このうち○人は、信用事業を担当するものとする。

3 役員は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項中「役員として」の下に「経営管理委員○人、」を加えること。

② 役員の定数については、理事五人以上(経営管理委員会を置く組合にあつては、経営管理委員五人以上、理事三人以上)、監事二人以上の範囲内において、各組合の事業の実態に即して記載すること。

③ 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

4 監事のうち○人は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならぬ。

一 この組合の組合員又はこの組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二 その就任の前五年間この組合の理事若しくは使用人又はその子会社(法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であると

きは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。

三 この組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

④ 法第三十四条第十四項の規定により常勤監事を置く組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

5 監事のうち○人以上は、常勤とし、監事の互選によりこれを定める。

(役員の資格)

第二十八条の二 次の各号に掲げる者は、役員となることができない

一 未成年者

二 法人

三 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

四 法第三十四条の四第一項第三号に定める者

五 法第三十四条の四第二項第二号に定める者

六 前二号に掲げる者以外の者であつて、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで

の者。ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りでない。

七 法第三十四条の四第一項第五号に定める者

八 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(役員選挙)

第二十九条 役員は、正組合員が総会においてこれを選挙する。

2 理事の定数の三分の一以下は正組合員（法人にあつては、その役員以外の者から選挙することができる）。

3 前二項に規定するもののほか、役員選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところによる。

(備考)

① 役員選挙につき、総会外選挙制を採用する組合にあつては、第一項に次のただし書を加えること。

ただし、総会外においてこれを選挙することを妨げない。

② 役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改め、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加えること。

3 監事は、総会において監事の選任につき意見を述べることを

③ 経営管理委員会を置く組合にあつては、本条中「役員」を「経営管理委員及び監事」に改め、第二項中「理事の定数の三分の一」を「経営管理委員の定数の四分の一」に改め、本条の次に次の一条を加えること。

(理事の選任)

第二十九条の二 理事は、経営管理委員会が選任する。

(役員改選請求)

第二十九条の二 正組合員は、正組合員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提

出してこれを行わなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、見出し中「改選」の下に「又は解任」を加え、第一項中「役員の改選」を「経営管理委員若しくは監事の改選又は理事の解任」とし、第二項中「請求は」の下に「経営管理委員の全員」を加え、第三項中「改選」の下に「又は解任」を加え、「理事」を「経営管理委員」とし、第四項及び第五項中「理事」を「経営管理委員」とし、本条を第二十九条の三とするとともに、本条の次に次の一条を加えること。

(経営管理委員長)

第二十九条の四 経営管理委員のうち一人を経営管理委員長（以下「委員長」という。）とし、経営管理委員会の決議により経営管理委員のうちから選任する。

2 委員長は、経営管理委員会を主宰するとともに、漁業協同組合連合会その他の法人及び団体の総会においてこの組合の議決権を行使する。

3 委員長が事故又は欠員のときは、あらかじめ経営管理委員会において定めた順位に従い、他の経営管理委員が委員長の職務を代理する。

(備考) 優先出資を発行する組合にあつては、「経営管理委員長（以下「委員長」という。）」を「委員長」とすること。

② 第二条第一項第十二号の事業を行わない組合にあつては、第二項中「信用事業規程若しくは共済規程」を「若しくは信用事業規程」とすること。

(組合長等)

第三十条 理事のうち一人を組合長とし、理事会の決議により理事のう

ちから選任する。

2 組合長は、この組合を代表し、組合の業務を統括する。

3 専務理事一人を理事会の決議により、理事のうちから選任する。

4 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項及び第三項中「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

② 専務理事を代表理事とする組合にあつては、第四項中「専務理事は」を「専務理事は、この組合を代表し」に改めること。

③ 専務理事を置かない組合にあつては、第三項及び第四項を削ること。

④ 組合長、専務理事以外の役職を選任する組合にあつては、第三項中「専務理事一人」を「専務理事一人、〇〇理事〇人」等と各組合の実態に即して記載すること。

(監事の職務)

第三十一条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監事に報告しなければならない。

4 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子法人等（法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子法人等の業務及び財産の状況を調査することができる。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。

6 監事は、理事会に出席するものとする。この場合において必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 監事は、理事が不正の行為、この組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

8 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求

することができる。

9 第四十七条第四項の規定は、前項の請求があつた場合にこれを準用する。

10 理事がこの組合の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違反する行為を行い、これによりこの組合に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。

11 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けらるものとする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項、第三項及び第五項中「理事」を「経営管理委員及び理事」とし、第二項中「いつでも」の下に「経営管理委員、」を加え、第六項中「監事は、」の下に「経営管理委員会及び」を加え、第七項中「監事は、」の下に「経営管理委員又は」を、「ときは、」の下に「経営管理委員会及び」を加え、第八項中「監事は」の下に「経営管理委員会又は」を加えること。

② 経営管理委員会を置く組合であつて、理事会に出席する監事を互選によつて定める組合は、第六項の次に次の一項を加え、第七項以下の項を一項ずつ繰り下げること。

7 前項の規定にかかわらず、監事の互選によつて、監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができる。

③ 役員の選出につき、選任の方法を採る組合においては、本条第九項の次に次の二項を加え、第十項以下の項を二項ずつ繰り下げる。

10 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

11 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

④ 会計監査人を置く組合にあつては、第六項の次に次の二項を加え、第七項以下の項を二項ずつ繰り下げる。

7 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。

8 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査

人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(注) 備考②により第六項の次に一項を追加する組合にあつては、第八項、第九項とすること。

(役員 の 責任)

第三十二条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

4 理事が法第四十条第一項又は第二項により作成すべきものに記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときも前項と同様とする。ただし、理事又は監事がこれらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらは、連帯債務者とする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項中「及び総会」を「並びに総会及び経営管理委員会」とすること。

② 第四項に規定する書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、同項中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」と、「記載を」を「記載若しくは記録を」とすること。

③ 第二条第一項第十二号の事業を行わない組合にあつては第一項中「、共済規程」を削ること。

④ 役員との間で補償契約を締結する組合にあつては、本条の次に次の一条を加える。

(補償契約)

第三十二条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を組合が補償することを約する契約(以下この条にお

いて「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 法第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあつては

、本条の次に次の一条を加える。

(役員のために締結される保険契約)

第三十二条の二 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(第三項において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 法第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

(役員の任期)

第三十三条 役員の任期は、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠選挙(定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。)並びに法第四十二条及び法第二百二十四条第二項の規定による改選並びに法第二百二十五条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選出された役員の任期は、前項の規定にかかわらず退任した役員の残任期間とする。

3 前項の規定による選挙が、役員の全員に係るときは、その任期は、前項の規定にかかわらず、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

(備考) 役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、本条中「選挙」を「選任」に、第二項中「選挙又は当選の取消し」を「決議の取消し」に改めること。

(役員の退任)

第三十四条 役員は、その任期満了前に第二十八条の二各号に掲げる者に該当することとなつたとき、又は理事に選出されたときに正組合員(法人にあつては、その役員。以下この条において同じ。)であつた者がその地位を失つたときは、その事由が発生したときに退任する。ただし、理事に選出されたときに正組合員であつた者が正組合員でなくなつた場合に、正組合員以外の者が理事の定数の三分の一を超えない場合にあつては、この限りでない。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、本条中「理事」を「経営管理委員」に、「三分の一」を「四分の一」にそれぞれ改めること。

(参事及び会計主任)

第三十五条 この組合は、参事○人及び会計主任○人を置くことができる。

2 参事は、理事会の決定により、組合の事業に関する一切の業務を理事に代わつて行つて権限を有する。

3 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務を処理し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管及び金銭の出納、保管の責めに任ずる。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十五条の二 理事は、定款、規約、信用事業規程及び共済規程並びに行使規則若しくは遊漁規則、資源管理規程又は育成水面利用規則を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し前二項の書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付(これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。)を求め

ることができ。ただし、理事会の議事録を請求する組合の債権者にあつては、法第三十九条第四項の規定により、裁判所の許可を得なければならぬ。

4 前項の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

5 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類（組合員名簿を除く。）の謄抄本の交付を請求するときは、この組合が別に定める費用を支払うものとする。

（備考）

① 第一項の規程等については、実情に応じて定めること。なお、第二条第一項第十二号の事業を行わない組合にあつては、「信用事業規程及び共済規程」を「及び信用事業規程」とし、経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「総会」の下に「経営管理委員会」を加えること。

② 法第三十三条の二第四項及び第五十条の四第三項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるための措置をとっている場合には、第一項中「を各事務所に、」を「並びに」とし、第二項中「、その謄本を五年間従たる事務所に」を削ることができる。

（連合会監査への協力）

第三十六条 理事は、〇〇漁業協同組合連合会から法第八十七条第一項第十一号の規定に基づいて行う監査又は全国漁業協同組合連合会から同条第八項の規定に基づいて行う監査の対象とする旨の通知を受けたときは、原則として、監査（全国漁業協同組合連合会が行う監査にあつては同条第九項の規定に基づく措置を含む。）を受けるものとし、その実施に当たつては、これに協力しなければならない。

2 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、〇〇漁業協同組合連合会又は全国漁業協同組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

（備考）

① 全国漁業協同組合連合会から法第八十七条第一項第十一号の規定に基づく監査のみを受ける組合にあつては、本条を次のように規定すること。

第三十六条 理事は、全国漁業協同組合連合会から法第八十七条

第一項第十一号の規定に基づいて行う監査の対象とする旨の通知を受けたときは、原則として、監査（同条第九項の規定に基づく措置を含む。）を受けるものとし、その実施に当たつては、これに協力しなければならない。

2 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、全国漁業協同組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

② 法第八十七条第一項第十一号又は同条第八項の規定に基づいて監査を行う連合会（当該連合会の会員である連合会を含む。）の会員でない組合にあつては、本条を削ることができる。

（備考）会計監査人を置く組合にあつては、次章を加えること。

第四章の二 会計監査人

（会計監査人の設置）

第三十六条の二 この組合は、会計監査人を設置する。

（会計監査人の選任）

第三十六条の三 会計監査人は、総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第三十六条の四 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の権限等）

第三十六条の五 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十二条の四に基づき、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧

及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(注) 経営管理委員を置く組合にあつては、本条第二項中「理事及び参事」を「理事及び経営管理委員並びに参事」に改めること。

(監事に対する報告)

第三十六条の六 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(注) 経営管理委員を置く組合にあつては、本条中「理事」を「理事及び経営管理委員」に改めること。

(会計監査人の報酬等の決定)

第三十六条の七 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第五章 総会

(総会の招集)

第三十七条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度一回〇月に通常総会を招集する。

2 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て、臨時総会を招集する。

一 理事会が必要と認めたとき。

二 正組合員がその五分の一以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき。

三 正組合員が、第二十九条の二第一項の規定により役員の改選を請求したとき。

3 前項第二号又は第三号の場合は、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

4 監事は、理事の職務を行う者がいないとき、又は第二項第二号若しくは

は第三号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、総会を招集しなければならない。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、本条中「組合長」を「委員長」に、「理事会」を「経営管理委員会」に、「理事」を「経営管理委員」に、「役員の改選」を「経営管理委員若しくは監事の改選又は理事の解任」にそれぞれ改めるとともに、第四項の次に次の一項を加えること。

5 理事は、経営管理委員及び監事の職務を行う者がいないときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第三十七条の二 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、その事項

三 前二号に掲げるもののほか、水産業協同組合法施行規則第百六十三条各号に掲げる事項

2 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の一週間前までに、正組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

3 総会招集の通知に際しては、水産業協同組合法施行規則第百六十四条から第百七十六条までに定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正組合員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

4 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し、法第四十条第七項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項中「理事会」を「経営管理委員会」とし、第二項中「組合長」を「委員長」とすること。

② 法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとる組合にあつては、本条第三項及び第四項を削り、第二項の次に次の二項を追加すること。

3 総会の招集に際しては、法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとるものとする。

4 正組合員は、前項の電子提供措置をとる事項について、書面による交付を請求することができる。この場合において、交付する書面には、水産業協同組合法施行規則第百六十九条の四で定めるものは記載しないことができる。

(総会の決議事項)

第三十八条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止
- 二の二 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 四 毎事業年度内における借入金の高限度
- 五 理事及び監事の報酬
- 六 毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告
- 七 事業の全部の譲渡、信用事業(第二条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項各号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業をいう。以下同じ。)若しくは同条第一項第五号、第七号の事業(これに附帯する事業を含む。)若しくは共済事業(同項第十二号の事業(これに附帯する事業を含む。)をいう。以下同じ。)の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転(その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。)
- 七の二 信用事業の全部又は一部の譲受け
- 七の三 共済契約に係る法第十七条の二に規定する契約条件の変更
- 八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
- 九 行使規則の制定、変更及び廃止
- 十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解
- 十一 沿岸漁場管理規程の制定、変更及び廃止
- 十二 育成水面の設定、変更及び廃止
- 十三 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止
- 十四 漁業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、それ

らの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

十五 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体(漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫、漁業信用基金協会及び漁業共済組合を除く。)に対して出資若しくは出えんをすること。

十六 法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

2 前項第十五号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

3 第一項第七号の二の信用事業の全部又は一部の譲受けについては、法第五十四条の三の規定に基づきこれを行う場合は、第一項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。この場合において、この組合は、理事会においてこれを決議し、法第五十四条の三第二項に規定する内容を公告し、又は組合員に通知するものとする。

(備考)

① 内水面組合にあつては、第九号中「行使規則」の次に「又は遊漁規則」を加えること。

② 一定の要件を満たす共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとする組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

4 共済規程の変更で次の各号に掲げる事項に係るものであるものについては、第一項第二号の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

- 一 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理
- 二 共済事業の実施方法に関する事項に係る技術的事項の設定又は変更
- 三 共済契約に関する事項又は共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定又は変更

③ 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項第五号中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及び監事」とし、第三項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

④ 共済事業を行わない組合にあつては、第一項第二号中「、信用事業規程及び共済規程」を「及び信用事業規程」とするとともに

、第七号中「信用事業」を「又は信用事業」と、「第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業（同項第十二号の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。）」を「若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡」とすること。

⑤ 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する組合にあつては、第一項に次の一号を加えること。

十六 発行する優先出資の基本事項の決定、発行済優先出資の消却及び分割

⑥ 会計監査人を置くことを規定した組合にあつては、本条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 法第四十一条の二第四項で準用する会社法第四百三十九条に定める要件に該当する場合は、第一項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

また、本条第一項第十六号の次に次の一号を加えるとともに、第十六号中「法第三十九条の六第四項」を「法第三十九条の六第四項及び法第四十一条の三第二項」に改めること。

十七 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任

（総会の報告事項）

第三十八条の二 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

一 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）第三条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導内容及び当該指導に対する改善措置の内容

二 再編強化法第四条の規定に基づき農林中央金庫が定める同条第一

項第二号に掲げる事業に関する基本方針の内容

三 行政庁による検査等を受けた場合における指摘内容及び当該指摘に対する改善措置の内容

四 総会で決議した事項の処理状況

五 前三号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

（総会の定足数）

第三十九条 総会は、正組合員の二分の一以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。この場合において、第四十四条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、二十日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第二十九条の二第一項の規定による役員の改選の請求及び第四十二条に規定する事項以外の事項については、正組合員の四分の一以上の出席をもって議事を開いて決議することができる。

（備考）

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「組合長」を「委員長」に改めること。

② 役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、第二項中「及び第四十二条に規定する事項」を「、第四十二条に規定する事項及び役員の選任」に改めること。

（緊急議案）

第四十条 総会では、第三十七条の二の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第二十九条の二第一項の規定による役員の改選の請求及び第四十二条に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

（備考）役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、「及び第四十二条に規定する事項」を「、第四十二条に規定する事項及び役員の選任」に改めること。

（総会における役員の説明義務）

第四十条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。

ばならない。ただし、次の各号に定める場合にあつては、この限りでない。

一 組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合

二 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

三 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（その組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）

四 組合員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合及びその他の者（その組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

五 組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合

六 前各号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

（総会の決議方法及び議長）

第四十一条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において出席した正組合員（法人にあつては、その役員）の中から正組合員がその都度選任する。

3 議長は、正組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（総会の特別決議事項）

第四十二条 次の事項は、正組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第二条第一項第五号、第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

五 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

六 行使規則の制定、変更又は廃止

七 法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

八 共済契約に係る法第十七条の二に規定する契約条件の変更

2 前項第二号の組合の合併については、法第六十九条の二の規定に基づき合併を行う場合は、前項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。この場合において、この組合は、理事会において合併を決議し、法第六十九条の二第三項に規定する内容を公告し、又は組合員に通知するものとする。

（備考）

① 共済事業を行わない組合にあつては、第四号中「信用事業」を「又は信用事業」に、「第七号若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転」を「若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡」とすること。

② 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する組合にあつては、本条に次の一号を加えること。

八 発行する優先出資の基本事項の決定、発行済優先出資の消却及び分割

③ 経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

④ 会計監査人を置く組合にあつては、本条第一項第七号中「法第三十九条の六第四項」を「法第三十九条の六第四項（法第四十一条の三第二項で準用する場合を含む。）」に改めること。

（特別決議に関する特例）

第四十二条の二 次に掲げる決議は、第三十九条及び前条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

一 第三十八条第一項第七号の三の決議又はこれとともに行う前条第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る決議

二 農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第一項の管理を命ずる処分があつた場合における前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る決議

2 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知

し、当該仮決議の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

(備考) 共済事業を行わない組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第四十二条の二 農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第一項の管理を命ずる処分があつた場合における前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る決議、第三十九条及び前条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。

2 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

(総会の続行又は延期)

第四十三条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第三十七条の二の規定は適用しない。

(書面又は代理人による決議)

第四十四条 正組合員は、第三十七条の二の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項ごとに賛否を記入した上で署名し、又は記名押印した書面を、総会の日時の直前のこの組合の業務時間の終了時（理事会が当該書面の提出期限を別に定めたときは、その日時）までにこの組合に提出しなければならない。

3 第一項に規定する代理人は、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の正組合員（法人にあつては、その役員でなければならない）。

4 代理人が代理しうる正組合員の数は、四人までとする。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(備考)

① 電磁的方法により議決権を行う組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

6 正組合員は、第一項の規定により書面をもって議決権を行うことに代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

② 第二項に規定する書面の提出期限については、組合の実情に応じ、総会の開会までとすることができる。

(書面による議決権行使の無効)

第四十五条 前条第一項の規定により書面をもって議決権を行う場合、当該書面が同条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に到達しないときは無効とする。

(総会の議事録)

第四十六条 総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 総会の招集年月日、開催の日時及び場所
- 二 正組合員数及びその出席者数
- 三 総会の議事の経過の要領
- 四 総会の議案別の決議の結果
- 五 総会に出席した理事及び監事の氏名
- 六 総会の議長の氏名
- 七 議事録を作成した理事の氏名

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合においては、第一項中「議長及び出席した理事」を「議長並びに出席した経営管理委員及び理事」とし、第二項第五号中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及

び監事」とすること。

② 会計監査人を置く組合にあつては、第二項第五号中「及び監事の氏名」を「、監事又は会計監査人の氏名又は名称」に改めること。

③ 総会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第一項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第二項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

④ 総会の部会を設置する組合にあつては次章を、総代会を設置する組合にあつては第五章の三を加えること。

第五章の二 総会の部会

(総会の部会)

第四十六条の二 この組合は、団体漁業権を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る関係地区ごとに総会の部会を設置し、当該団体漁業権に関し、第三十八条第一項第八号から第十一号までに掲げる事項（同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限を総会の部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の関係地区の区域内に住所又は事業場を有する正組合員で組織するものとする。

3 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 団体漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更
二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

4 総会の部会は、規約で定めるところにより、いつでも開催することができ。

5 総会の部会を組織する組合員は、規約で定めるところにより、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

6 第一項から第五項までに規定するもののほか、総会の部会に関し必要な事項は、規約で定める。

(備考) 内水面組合にあつては、第一項中「漁業権行使規則」の次に「又は遊漁規則」を加えること。

第五章の三 総代会

(総代会)

第四十六条の三 この組合は、総会に代わるべき総代会を設置するものとする。

2 総代は正組合員でなければならない。

3 総代の定数は○人とし、次の各区ごとにその区に住所（この組合の地区内に住所を有しない法人にあつては、あらかじめこの組合に届け出た事務所。以下この条において同じ。）のある正組合員がその地区に住所のある正組合員の中から選挙するものとする。

○○地区 ○人

○○地区 ○人

○○地区 ○人

4 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。

(総代の任期)

第四十六条の四 総代の任期は、三年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙（定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。）及び法第百二十五条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によつて選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項の規定による選挙が、総代の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず三年とし、就任の日から起算する。

(議決権等)

第四十六条の五 総代は各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第四十四条第三項中「その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第四項中「四人」とあるのは「一人」と読み替えるものとする。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は次の各号の事項を決議することはできない。

一 組合の解散又は合併

二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第二条第一項第五号、第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

三 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

四 行使規則の制定、変更及び廃止

五 定款の変更（総代及び総代会に関する事項に限る。）

4 総代会において既に決議した事項については、総代会の決議の日から三月以内に開催された総会において、更にこれについて決議することができる。この場合、総会において総代会と異なる決議をしたときは、以後その決議によるものとする。

（備考）

① 役員の選任又は第三十八条の事項のうち総代会による決議を行わない事項がある組合にあつては、第三項に適宜記載すること。

② 総代会において、役員の選挙を行わない組合にあつては、第一項中「及び役員の選挙権」を削り、第三項中「総代を」を「役員若しくは総代を」とすること。

③ 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、第三項を次のように記載すること。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、組合の解散若しくは合併又は事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第二条第一項第五号、第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡若しくは共済契約の全部の移転について決議することができない。

④ 共済事業を行わない組合にあつては、第三項第二号中「第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転」を「若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡」とすること。

⑤ 総会の部会を設置する組合にあつては、第二項中「総会に関する規定」の次に「（総会の部会に関する規定を除く。）」を加えること。

第六章 理事会

（理事会の招集者）

第四十七条 理事会は組合長が招集する。

2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第四十八条 理事会の招集は、その理事会の日の三日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の決議事項）

第四十九条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

一 業務を執行するための方針に関する事項

二 総会の招集及び総会に付議又は報告すべき事項

三 役員の選出に関する事項

四 参事及び会計主任の任免に関する事項

五 固定資産の取得又は処分に関する事項

六 リース取引による固定資産の賃借に関する事項

七 大口資金の貸付けの決定に関する事項

八 貸付金の利率の最高限度

九 一組合員に対する信用の供与（貸付金の額及び債務の保証額の合計額をいう。次号において同じ。）の最高限度額

十 一の組合員以外の者に対する信用の供与の最高限度額（法第十一条の十四第三項に規定する信用の供与等を除く。）

十一 法第十一条の十四第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等の最高限度額

十二 不良債権（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三か月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権をいう。）の処理の方針に関する事項

十三 この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん

十四 行政庁による検査、〇〇漁業協同組合連合会による監査及び監事による監査の結果に関する事項

十五 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書

十六 この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類

十七 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解

十八 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項
理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、この組合と取引をすることができ。

2
(備考)

① 一定の要件を満たす共済規程の変更については総会の決議を経ることを要しないものとする組合にあつては、第一項中第十四号から第十八号までをそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加えること。

十四 第三十八条第四項の共済規程の変更に関する事項

第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 組合長は、前項第十四号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の揭示場に揭示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。

② 総代会を設置する組合にあつては、第一項第三号中「役員」を「役員及び総代」とすること。

③ 子会社等（法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。）を有する組合にあつては、第十五号及び第十六号をそれぞれ次のように記載すること。

十五 行政庁に提出する業務報告書、連結業務報告書及び事業計画書

十六 この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等（法第五十八条の二第二項に規定する子会

社等をいう。以下同じ。）につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類

④ 会計監査人を置く組合にあつては、第一項第十四号中「及び監事による監査」を「、会計監査人又は監事による監査」に改めること。

⑤ 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項の各号を次のように記載するとともに第二項を削ること。

一 業務を執行するための基本方針に関する事項

二 経営管理委員会の招集及び経営管理委員会に付議又は報告すべき事項

三 参事及び会計主任の任免に関する事項

四 固定資産の取得又は処分に関する事項（経営管理委員会が決定するものを除く。）

五 リース取引による固定資産の賃借に関する事項（経営管理委員会が決定するものを除く。）

六 大口資金の貸付けの決定に関する事項

七 不良債権（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権をいう。）の処理の方針に関する事項

八 この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん

九 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書

十 この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類

十一 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解

十二 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

⑥ 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する組合にあつては、第一項第十八号を同項第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加えること。

十八 優先出資の発行に関する事項

(理事会の報告事項)

第四十九条の二 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

第六章の二 経営管理委員会

- 一 組合員の加入及び脱退の状況
- 二 組合員資格審査の状況及びその結果
- 三 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- 四 理事会の決定に係る事項の処理状況
- 五 余剰金の運用状況
- 六 子会社等の経営状況
- 七 再編強化法第五条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項
- 八 内部監査の結果
- 九 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の決議方法及び議長)

- 第四十九条の三 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 組合長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。
- 5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 理事会の招集年月日、開催の日時及び場所
 - 二 理事会の議事の経過の要領
 - 三 理事会の議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - 四 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - 五 理事会の議長の氏名
- (備考)

- ① 理事会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第四項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第五項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

- ② 経営管理委員会を置く組合においては、第五項第四号中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及び監事」とすること。

(経営管理委員会の招集者)

- 第四十九条の四 経営管理委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長が事故又は欠員のときは、あらかじめ経営管理委員会において定めた順位に従い、他の経営管理委員が招集する。
- 3 経営管理委員は、必要があると認めるときはいつでも、委員長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、経営管理委員会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした経営管理委員は、同項の請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を経営管理委員会の日とする経営管理委員会の招集通知が発せられないときは、自ら経営管理委員会を招集することができる。
- 5 第一項の規定にかかわらず、理事会は、必要があると認めるときは、経営管理委員会を招集することができる。

(経営管理委員会の招集手続)

- 第四十九条の五 経営管理委員会の招集については、第四十八条の規定を準用する。

(経営管理委員会の決議事項)

- 第四十九条の六 次に掲げる事項は、経営管理委員会においてこれを決する。

- 一 業務の基本方針に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に付議する事項
- 三 経営管理委員及び監事の選出に関する事項
- 四 理事及び代表理事の選任並びに代表理事の解任に関する事項
- 五 一件当たり〇〇円以上の固定資産の取得若しくは処分に関する事項
- 六 一件当たり〇〇円以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項
- 七 貸付金の利率の最高限度
- 八 一組合員に対する信用の供与（貸付金の額及び債務の保証額の合計額をいう。次号において同じ。）の最高限度額
- 九 一の組合員以外の者に対する信用の供与の最高限度額（法第十

一条の十四第三項に規定する信用の供与等を除く。」

十 法第十一条の十四第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等の最高限度額

十一 行政庁による検査、〇〇漁業協同組合連合会による監査及び監事による監査の結果に関する事項

十二 前各号に掲げる事項のほか経営管理委員会において必要と認めた事項

2 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明をさせることができる。

3 経営管理委員及び理事は、経営管理委員会の承認を受けた場合に限り、この組合と取引をすることができる。

(備考) 会計監査人を置く組合にあつては、本条第一項第十一号中「及び監事による監査」を「、会計監査人又は監事による監査」に改めること。

(経営管理委員会の報告事項)

第四十九条の七 理事は、次に掲げる事項を経営管理委員会に報告しなければならない。

一 業務の執行状況

二 組合員の加入及び脱退の状況

三 理事会で決定した資金の貸付けの状況

四 余裕金の運用状況

五 子会社等の経営状況

六 経営管理委員会で決議した事項の処理状況

七 重要な理事会決議事項及びその処理状況

八 法第五十八条の三の規定に基づくこの組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類

九 再編強化法第五条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項

十 内部監査の状況

十一 前各号に規定するもののほか、経営管理委員会が必要と認めた事項

(理事の解任請求)

第四十九条の八 経営管理委員会は、理事が法第三十九条の二第一項の規定に違反したときは、当該理事の解任を総会に請求することができる。

2 経営管理委員会は、総会の七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による請求につき前項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

(経営管理委員会の決議方法及び議長)

第四十九条の九 経営管理委員会の決議は、議決に加わることができる経営管理委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する経営管理委員は、その議決に加わることができない。

3 委員長は、経営管理委員会の議長となる。

4 経営管理委員会の議事については、議事録を作成し、出席した経営管理委員及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営管理委員会の招集年月日、開催の日時及び場所

二 経営管理委員会の議事の経過の要領

三 経営管理委員会の議案別の決議の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した経営管理委員の氏名及び反対した経営管理委員の氏名)

四 経営管理委員会に出席した経営管理委員、理事及び監事の氏名

五 経営管理委員会の議長の氏名
(備考) 経営管理委員会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第四項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第五項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

第七章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第五十条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(員外利用)

第五十一条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第二条第一項第一号、第三号から第十三号まで及び第十六号の事業並びに同条第二項の各号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。ただし、同条第一項第三号の事業及びこれに附帯する事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

2 前項の事業の利用(第二条第二項に掲げる事業を除く。)にあつては、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額を超えてはならない。ただし、第二条第一項第七号の事業のうち販売に係るものの利用については、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業分量の総額の二倍の額を超えてはならない。

3 第二条第一項第三号、第四号、第十二号又は第十三号の事業の利用に関する前項の規定の適用については、同条第一項第三号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第四号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人、第十二号及び第十三号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、員外利用分量の計算上これを組合員とみなす。

(備考)

① 債務の保証、手形の引受け又は有価証券の貸付けを行う組合にあつては、第一項本文中「同条第二項の各号の事業」の下に「(同項第〇号又は第〇号の事業にあつては、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条に規定するものに限る。)」を、同項ただし書中「附帯する事業」の下に「並びに同条第二項第〇号及び第〇号の事業」を加えること。

(注) 第〇号は、各々債務の保証、手形の引受け又は有価証券の貸付けの号番号とすること。

② 手形の割引を行う組合にあつては、第一項ただし書中「附帯す

る事業」の下に「並びに同条第二項第〇号の事業」を加え、第二項中「第二条第二項に掲げる事業」の下に「(手形の割引を除く。)」を加えること。

(注) 第〇号は、手形の割引の号番号とすること。

③ 遊漁船業、釣り場の設置・運営の事業、潮干狩場の設置・運営の事業又はダイビング案内業等の事業を漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う組合にあつては、第二項中「第二条第二項」を「第二条第一項第〇号及び同条第二項」とすること。

(注) 第〇号は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第四条の二に規定する漁港施設等活用事業として実施する〇〇事業の経営の号番号とすること。

(信用事業規程)
第五十二条 この組合は、信用事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

(共済規程)

第五十三条 この組合は、第二条第一項第十二号の事業の実施に当たつては、共済規程の定めるところによるものとする。

(備考) 共済事業を行わない組合にあつては、本条削ること。

(余裕金の運用)

第五十四条 この組合の余裕金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。

一 信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預け金
二 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫及びその他の金融機関の発行する債券(第八号に該当するものを除く。)(の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券(前号及び第八号に規定する債券に該当するものを除く。)(の取得

四 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

六 証券投資信託(主務大臣の指定するものに限る。)(の受益証券の取得

七 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

八 次に掲げる債券の取得
イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

2 この組合は、前項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは第六号に規定する受益証券について、信託会社又は信託業務を行う金融機関への信託をすることができる。

3 第一項第一号の規定による信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の二分の一を下つてはならない。ただし、信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との間での個別の取り決めにより、預け金の合計額が、受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の二分の一を下る場合には、その割合を四分の一まで引き下げることができる。

4 この組合が第一項第三号から第八号までに掲げる目的に運用する余剰金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

5 余剰金の運用方針に関する事項及びその運用方法に関する事項は、毎事業年度理事会においてこれを決する。

（備考）

① 令第二十二條第二項に規定する特定漁業協同組合においては、本条を次のように記載すること。

第五十四條 この組合の余剰金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。

一 信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預け金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債又は農林中央金庫その他の金融機関が発行する債券の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号及び第八号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

四 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

六 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）の受益証券の取得

七 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

八 次に掲げる債券の取得
イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ニ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

九 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

十 第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣が指定するものの取得

十一 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の指定するものに限る。）

十二 前各号の方法に準ずるものとして次に掲げる方法
イ 証券投資信託の受益証券（第六号に規定するものを除く。）の取得

ロ 金銭債権（第七号に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて農林水産大臣及び金融庁長官が指定するものに限る。）の取得

ハ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十五条第一項第三号に規定する投資証券の取得
ニ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十五条第一項第四号に規定する新投資口予約権証券の取得

2 この組合は、前項第二号、第三号若しくは第十号に規定する債券又は同項第五号若しくは第六号に規定する受益証券について、信託会社又は信託業務を行う金融機関への信託をすることが出来る。

3 第一項第一号の規定による信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、余裕金総額の二分の一を下つてはならない。

4 この組合が第一項第三号から第十二号までに掲げる目的に運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

5 余裕金の運用方針に関する事項及びその運用方法に関する事項は、毎事業年度理事会においてこれを決する。

② 経営管理委員会を置く組合にあつては、第五項及び①の第五十四条第五項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

③ 余裕金の運用方法について、列挙中行わない運用方法等については記載しないこと。

④ 余裕金の運用先に信用金庫又は信用協同組合を指定する組合にあつては、第一項第一号又は①の第五十四条第一項第一号中「又は銀行」を「銀行、信用金庫又は信用協同組合」とすること。

⑤ 信用漁業協同組合連合会への預け金に運用する総額を、余裕金を基準として定める場合にあつては、第三項を次のように規定すること。

3 第一項第一号の規定による信用漁業協同組合連合会への預け金の合計額は、余裕金総額の三分の二を下つてはならない。

(業務等に関する説明書類の縦覧)

第五十四条の二 この組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所（信用事業又は共済事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(備考)

① 子会社等を有する組合にあつては、「事務所を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、第一項の次に次の一項を加える

こと。

2 この組合は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、組合及び子会社等の業務及び財産の状況に関する事項を組合及び子会社等につき連結して記載した説明書類を作成して、組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

② 説明書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、本条中「記載した」を「記載し、若しくは記録した」とすること。

③ 第二条第一項第十二号の事業を行わない組合にあつては、本条中「信用事業又は共済事業」を「信用事業」とすること。

(備考) 法第十一条第一項第四号の事業を行う組合において、法第十七条の二第一項第二号の会社を子会社とする組合にあつては、次章を加えること。

第七章の二 子会社

(子会社)

第五十四条の三 この組合は、第二条第一項第三号、第四号又は第十二号の事業に付随し、又は関連する業務を専ら営む会社で漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項に掲げる次の業務を行う会社を子会社とする。

(備考) 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項に掲げる業務のうち子会社において営んでいる業務を本条に次のように記載すること。

- 一 〇〇業務
- 二 〇〇業務

第八章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第五十五条 毎事業年度の剰余金から第二十四条の規定により準備金に積み立てる金額及び第二十五条の規定により繰り越す金額を差し引き、なお剰余があるときは、その剰余は第二十六条の規定による任意積立金若しくは組合員に対する配当金に充て又は繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第五十六条 剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてする配当と、組合事業の利用分量の割合に応じてする配当の二種類とする。

2 払い込んだ出資額に応じてする配当は、事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年七パーセント以内とする。

3 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度内において取り扱ったものの数量、価額その他事業の分量を参酌してこれをする。

4 第二項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。

5 第二十七条第二項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。

(備考)

① 出資配当を優先的に行おうとする組合にあつては、第一項を次のように記載すること。

剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合事業の利用分量の割合に応じてこれをする。

② 事業の利用分量配当を優先的に行おうとする組合にあつては、第一項を次のように記載すること。

剰余金の配当は、組合事業の利用分量の割合に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれをする。

(欠損の処理)

第五十七条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に充てるものとする。

(備考) 特別準備金を有する組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第五十七条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び特別準備金の順に充てるものとする。

第九章 決算

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十八条 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。

2 理事は、前項の規定により作成したもの(事業報告及びその附属明細書を除く。)を作成した日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告を提出しなければならない。

一 第一項の書類(附属明細書を除く。)の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

5 第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当該報告を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

6 第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

7 第三項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し前項の承認を受けたもの(監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。

10 理事は、通常総会の日の二週間前から、決算関係書類を五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

11 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付(

これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

12 この組合の組合員及び債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第七項中「理事会」を「理事会及び経営管理委員会」とし、第八項中「理事」を「経営管理委員」とすること。

② 決算関係書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第九項中「提出し」を「提出し、又は提供し」とすること。

③ 決算関係書類について法第四十条第十項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができ、ための措置をとっている場合には、第十項中「、その写しを三年間従たる事務所に」を削ることができる。

④ 法第四十一条の二第一項又は同条第二項の規定により会計監査人を置く組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第五十八条 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。

2 理事は、前項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。）を作成した日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の書類については、監事の監査のほか、会計監査人の監査（事業報告を除く。）を受けなければならない。

4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、監査報告を特定理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

一 会計監査人の会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

5 第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当

該報告を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

6 第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

7 第三項の規定により、監事及び会計監査人の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告及び会計監査人の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。

10 理事は、通常総会の日の二週間前から、決算関係書類を五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

11 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

12 組合員及び組合の債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。

13 会計監査人の会計監査報告に貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い組合の財産及び損益の状況を正しく示したものである旨の記載があり、かつ、監事の監査報告にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載がないときは、第三十八条第一項第六号にかかわらず、理事は、貸借対照表、損益計算書及び注記表について通常総会の決議を経ることを要しない。この場合において、理事は、通常総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

(備考)

- ① 経営管理委員会を置く組合にあつては、第七項中「理事会」を「理事会及び経営管理委員会」とし、第八項中「理事」を「経営管理委員」とすること。
- ② 決算関係書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第九項中「提出し」を「提出し、又は提供し」とし、第十三項中「記載」を「記載又は記録」とすること。
- ③ 決算関係書類について法第四十条第十項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができ、ため措置をとっている場合には、第十項中「、その写しを三年間従たる事務所に」を削ることができる。

(部門別損益の開示等)

第五十九条 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、次の各号に掲げる事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

- 一 信用事業
- 二 共済事業
- 三 購買事業（第二条第一項第五号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）
- 四 販売事業（第二条第一項第七号に掲げる事業のうち販売に係るもの及びこれに附帯する事業をいう。）

- 五 ○○事業
- 六 その他の事業

2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

(備考)

- ① 損益の区分経理を行う事業について具体的に記載すること。
- ② 経営管理委員会を置く組合にあつては、第二項中「理事会」を「理事会及び経営管理委員会」とすること。
- ③ 第一項の書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第一項及び第二項中「提出する」を「提出し、又は提供する」とすること。

附則

1 改正後の第十四条及び第十六条の規定は、平成二十年四月一日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退から適用し、平成二十年四月一日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。

2 設立当時の役員の任期は、平成○年○月○日までとする。

3 設立当初の事業年度は、この組合の成立から平成○年○月○日までとする。

(備考)

① 第二条第九号及び第三十八条第一項第十一号を規定する組合にあつては、次のように記載する。

改正後の第二条第九号及び第三十八条第一項第十一号の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後の漁業法第百九条第一項の規定に基づき沿岸漁場管理団体として指定されたときから適用する。

② 回転出資金制度を採用する組合であつて、この定款の変更の際現に回転出資金が存する場合は、次のように記載する。

この定款の変更の際現に存する回転出資金については、なお従前の例による。

③ 会計監査人を設置する組合にあつては、次のように記載する。

会計監査人に関する規定については、令和六年四月一日以降最初に招集する通常総（代）会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。

(備考) 特別準備金を有する組合は、附則を従来どおりにたとえば次のように記載すること。

1 この組合が○○漁業会からの財産分割を受けたことにより組合員で当該漁業会の会員であったものが取得した持分のうち○○円の整数倍の金額は、その整数に等しい口数の全額払込み済みの出資にこれを引きあててのものとす。

(備考) 漁業会から分割した漁業権証券に対する組合員の持分を特別準備金とする場合は、第一項に次のただし書を加え、ともに第二項を設け、次のように記載すること。

ただし、分割を受けた漁業権証券額面総金額○○円につき取得した組合員の持分の額に等しい金額は特別準備金とし、その持分を当該組合員の第二十七条第一項第二号の持分とする。

2 前項の規定により出資に引きあてられない持分の残額は、その

額と出資一口の金額との差額に相当する額の払込みのあったときは、その払込みをした組合員の出資一口に引きあてるものとし、その金額の払込みがなかったときは、持分の残額は特別準備金とし、その額を当該組合員の第二十七条第一項第二号の持分とするものとする。

附則

2 1 この改正は、令和六年四月一日から適用する。

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日。以下「刑法施行日」という。）の前日までの間、第二十八条の二第六号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。